

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>今般の監督指針改正案においては、要件を満たしていると認められる場合に限り「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない計画として、早期事業再生法に基づき効力が生じる権利変更決議に係る早期事業再生計画が追加されるなど、早期事業再生法に規定する手続（以下「早期事業再生手続」という。）に関連した改正内容が提示されている。これらは、金融機関が債権者としての立場を有して対応する早期事業再生手続に関連した改正内容であるが、反対に、銀行や信用金庫、信用組合、保険会社、証券会社（金融商品取引業者）が、当局の把握しないところで指定確認調査機関へ確認申請を行い、債務者としての立場で早期事業再生手続を開始してしまうことはないのか。</p>	<p>銀行や信用金庫、信用組合、保険会社、金融商品取引業者等（以下「銀行等」という。）においては、金融庁が策定する監督指針に基づき、行政上の予防的な措置である早期警戒制度の枠組みが講じられています。本制度に基づき、あらかじめ設定した基準に該当することとなった銀行等に対しては、当局によるヒアリング等が実施され、経営改善のために必要な対応策の策定を当局として促すところ、仮に銀行等が早期事業再生法に規定する手続（以下「早期事業再生手続」という。）の利用を検討している場合には、一般論としては、当局及び銀行等間における必要な対応策の協議の過程において、当局はその事実を認識することになると考えられます。他方、早期警戒制度に基づく対応策の策定・実施は確実かつ迅速に行われる必要がある点や、早期事業再生手続が対象債権者との広範な調整を要する点などから、銀行等において早期事業再生手続の利用が実効性のある対応策となることは一般的に想定されません。そのため、当局としては、こうした点等を考慮した上で、他の必要な対応策の策定を促すことになると考えられます。</p>
2	<p>デジタル化を通じた業務効率化は推進すべきであるが、それが「金融機関の都合によるコスト削減」に終始し、「利用者の利便性と透明性」を損なうものであってはならない。</p> <p>本改正案により、金融機関の業務効率化が進められることは理解する。しかし、近年、金融業界や通信業界においては、寡占状態を利用した不透明な価格形成や、消費者の選択肢を事実上制限するような横並びのサービス提供が常態化している。このような状況下で、金融機関のシステムや情報の取り扱いをさらに「効率化」させるのであれば、それは利用者の利益に直結しなけれ</p>	<p>本件は、デジタル活用を強制するような改正ではありませんが、今後の金融行政の参考とさせていただきます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ばならない。以下の点について明確な保証を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報の非対称性の解消：効率化によって生じたコスト削減分が、手数料の引き下げやサービス向上として利用者に確実に還元される根拠はあるのか。単なる金融機関の利益留保を許すべきではない。</li><li>・デジタル格差への対応：デジタル活用を強制するような改正であれば、高齢者やデジタル機器に不慣れな層（特に地方において顕著である）が金融サービスから取り残され、実質的な不利益を被るリスクをどう排除するのか。</li><li>・透明性の確保：デジタル化によって銀行の内部判断プロセスがブラックボックス化し、利用者が不利益を被るような事態が起きた際、その責任の所在をどう明確にするのか。</li></ul> <p>金融機関は単なる営利企業ではなく、社会のインフラである。利用者の立場に立った、説明責任を果たし続ける仕組みを前提としないデジタル化は、市民の支持を得られないことを強く指摘する。</p>	